

シンポジウム

ロコモティブシンドロームの認知率の向上について、現状と今後の展望-NPO法人の取り組み-

S 7-4

NPO法人「全国ストップ・ザ・ロコモ協議会」の定款について

新渡戸 剛 JCOA会則等検討委員会委員（剛整形外科クリニック）



NPO法人 全国 **ストップザロコモ** 協議会

JCOA会則等検討委員会

NPO法人と一般社団法人の比較

NPO法人

一般社団法人

設立にかかる
期間

書類作成に約4週間
東京都の審査で約4ヶ月
登記手続きに約1週間の
合計で約5ヶ月

定款の提出のみ
約2週間

設立に必要な
構成員

10名以上
入会制限不可

2名以上
入会制限可能



NPO法人 全国 **ストップザロコモ** 協議会

JCOA会則等検討委員会

NPO法人与一般社団法人の比較

NPO法人

一般社団法人

設立に必要な
役員等の人数

理事3名以上、監事1名以上
4名必要
SLOCでは会員数の増加に備え
上限を50名とした

理事1名だけでも設立可能

役員の
親族規程

有り。3親等内の親族が
3分の1を超えてはならない

原則無し。JCOAでは
公益的法人として親族規程を
設けた

理事会出席
と回数

開催回数の規程はない
SLOCではMLを通して
電磁会議を開催している
書面議決が可能

原則年4回の開催が必要
書面議決権はない



NPO法人 全国 **ストップザロコモ** 協議会

JCOA会則等検討委員会

特定非営利活動促進法

（認定の基準）

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

（１） 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

（２） 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者



NPO法人 全国 **ストップザロコモ** 協議会

JCOA会則等検討委員会

NPO法人与一般社団法人の比較

NPO法人

一般社団法人

設立に必要な
役員等の人数

理事3名以上、監事1名以上
4名必要
SLOCでは会員数の増加に備え
上限を50名とした

理事1名だけでも設立可能

役員の
親族規程

有り。3親等内の親族が
3分の1を超えてはならない

原則無し。JCOAでは
公益的法人として親族規程を
設けた

理事会出席
と回数

開催回数の規程はない
SLOCではMLを通して
電磁会議を開催している
書面議決が可能

原則年4回の開催が必要
書面議決権はない



NPO法人 全国 **ストップザロコモ** 協議会

JCOA会則等検討委員会

NPO法人と一般社団法人の比較

NPO法人

一般社団法人

設立に必要な
財産の額

0円でも設立可能

0円でも設立可能

設立に必要な
経費

定款認定手数料：0円
定款添付印紙代：0円
登記時の印紙代：0円
合計 0円

定款認定手数料：約5万2千円
登記時の印紙代：6万円
合計：約11万2千円



NPO法人 全国 **ストップゼロコモ** 協議会

JCOA会則等検討委員会

対面会議（会食等検討委員会）

アルマーニタワー／アルマーニ・リストランテにて

JCOA米田事務局長と



NPO法人 全国 **ストップゼロ** コモ協議会

JCOA会則等検討委員会

対面会議（会食等検討委員会）

アルマーニタワー／アルマーニ・リストランテにて



JCOA 米田事務局長と



NPO法人 全国 **ストップザロコモ** 協議会

JCOA 会則等検討委員会

NPO法人与一般社団法人の比較

NPO法人

一般社団法人

設立に必要な
財産の額

0円でも設立可能

0円でも設立可能

設立に必要な
経費

定款認定手数料：0円
定款添付印紙代：0円
登記時の印紙代：0円
合計 0円

定款認定手数料：約5万2千円
登記時の印紙代：6万円
合計：約11万2千円

SLOCでは名称やロゴの商標登録の費用をJCOPAから
初期費用として寄付を仰ぎました



NPO法人 全国 **ストップゼロコモ** 協議会

JCOPA会則等検討委員会

NPO法人20分野の非営利活動

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動



NPO法人 全国 **ストップゼロコモ** 協議会

JCOA会則等検討委員会

NPO法人と一般社団法人の比較

NPO法人

一般社団法人

所轄庁への
報告義務

各事業年度ごと
事業報告書類の提出
登記記載事項変更の認可

原則としてない
監督すべき所轄庁が存在しない

法人税の免除

3 4種類の収益事業から生じた
所得に法人税がかかる

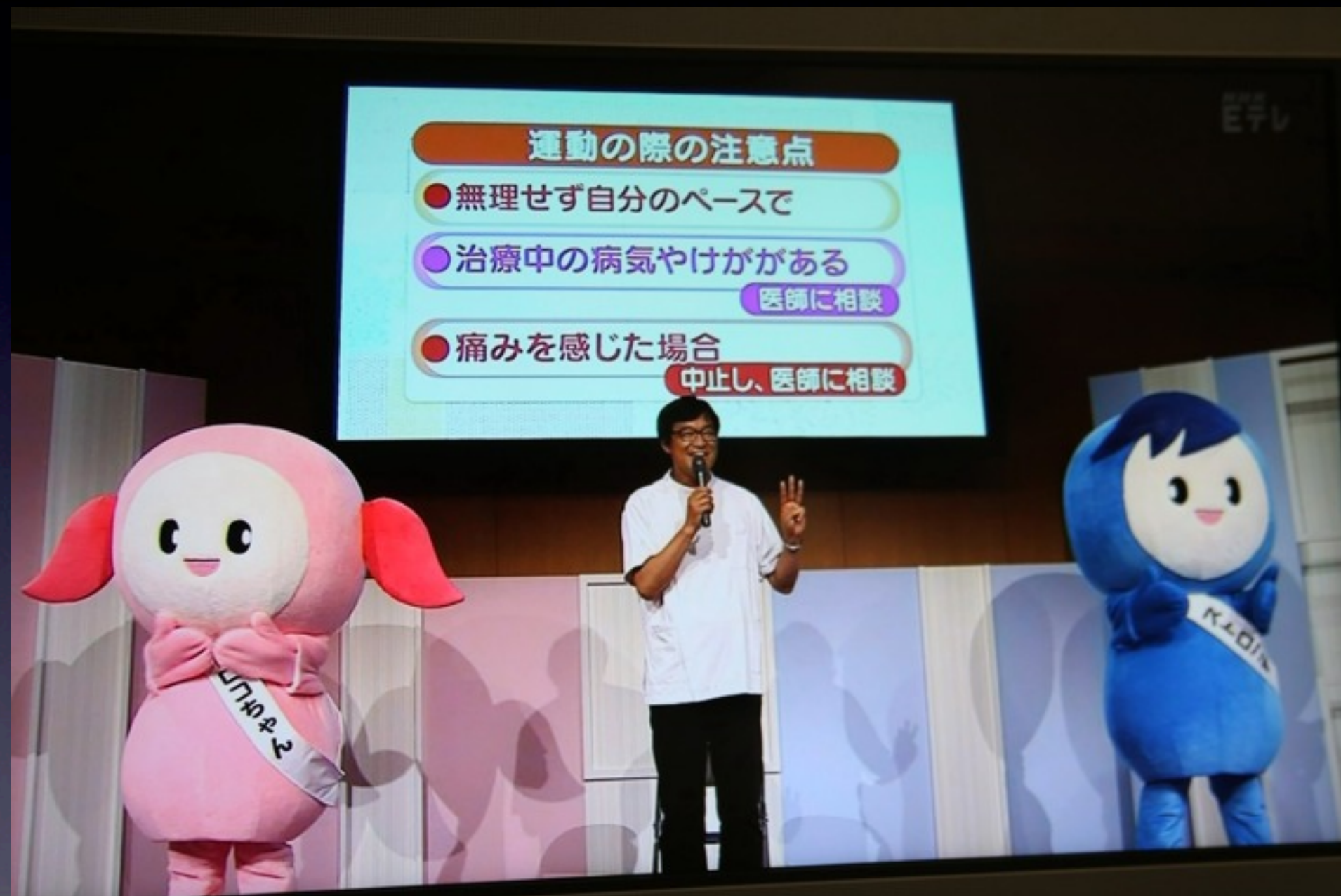
3 4種類の収益事業から生じた
所得に法人税がかかる



NPO法人 全国 **ストップザロコモ** 協議会

JCOA会則等検討委員会

ご静聴ありがとうございました



NPO法人 全国 **ストップザロコモ** 協議会

JCOA会則等検討委員会